

## 独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程

制 定	平成13年	4月	1日
一部改正	平成14年	5月	1日
一部改正	平成15年	8月29日	
一部改正	平成16年	1月	1日
一部改正	平成18年	4月	1日
一部改正	平成25年	1月	1日
一部改正	平成27年	4月	1日
一部改正	平成30年	2月	6日

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という）の役員（非常勤の役職の役員を除く。以下同じ。）が退職（死亡及び解任を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

### (退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣（以下「大臣」という。）が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第3条の2第1項及び第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

### (在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

### (在職期間の計算等の特例)

第3条の2 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員の在職期間の終期までの期間は、役員として引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、第1条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（再任等の場合の取扱い）

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

（退職手当の支払の差止めの取扱い）

第6条 退職手当の支払の差止めの取扱いについては、退職手当法第13条第1項から第3項までの規定、第5項から第7項までの規定及び第10項の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「職員」とあるのは「役員」と、「公務」とあるのは「会館の業務」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱い）

第6条の2 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の取扱いについては、退職手当法第14条（同条第1項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（退職手当の返納の取扱い）

第6条の3 退職手当の返納の取扱いについては、退職手当法第15条（同条第1項第2号及び第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

（遺族の退職手当の返納の取扱い）

第6条の4 遺族の退職手当の返納の取扱いについては、退職手当法第16条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「前条第2項及び第4項」とあるのは「前条第4項」と読み替えるものとする。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱い）

第6条の5 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付の取扱いについては、退職手当法第17条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、

「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と、「懲戒免職等処分」とあるのは「解任」と、「第15条第2項及び第4項」とあるのは「第15条第4項」と読み替えるものとする。

(退職手当の支給制限)

第7条 役員が通則法第23条第2項の規定により解任されたとき(同条同項第1号の規定により解任されたときは除く。)は、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第5条に規定する遺族の範囲及び順位については、退職手当法第2条の2の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給手続きについては、退職手当法による支給手続きに準ずる。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年5月1日から施行する。
- 2 平成14年5月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員が引き続き在職した後基準日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、基準日の前日における本給月額に任命された日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における本給月額に基準日から退職した日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、これを1月とするものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が、第3条第1項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、1月とした端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則

この規程は、平成15年8月29日から施行し、平成15年6月15日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する役員が 施行日以降に退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の額と改正後の第2条の規定により算定した額の合計額とする。
  - 一 当該退職の日における本給月額に任命された日から平成14年5月1日(以下「基準日」という。)の前日までの在職期間1月につき100分の36を乗じて得た額と当該退職の日における本給月額に基準日から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じて得た額

の合計額

二 前号の規定による額は、委員会が行う業績評価の結果を勘案して、その100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額とすることができる。

- 3 前項の場合において、各在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、これを1月とするものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が、第3条第1項の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、1月とした端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定の適用については、同条中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行し、平成30年1月1日から適用する。